

新型コロナウイルス感染症の影響による 令和4年度国民健康保険税の減免について

次の①又は②のいずれかに該当する場合、令和4年度国民健康保険税が減免になる場合があります。

① **新型コロナウイルス感染症により、令和4年度中に主たる生計維持者（世帯主）が死亡し又は重篤な傷病（※1か月以上の治療を有するなど、著しく重い症状）を負った世帯**
⇒国民健康保険税を全額免除

② **新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者（世帯主）の収入が減少しており、次の（1）～（3）の要件全てに該当する世帯**
⇒国民健康保険税の一部もしくは全額を免除

【要件】

世帯の主たる生計維持者について、

- （1）令和3年中と令和4年中の事業、不動産、山林又は給与収入を、収入ごとに比較して、いずれかが10分の3以上減少していること。
- （2）令和3年中の所得の合計金額が、1,000万円以下であること。
- （3）減少している事業収入等の所得以外で、令和3年中の合計所得金額が400万円以下であること。

※自己都合により退職した方は、給与収入の減少を理由とする減免はできません。

※非自発的失業（倒産・解雇等）による軽減制度が対象となる方は、給与収入減少による減免はできません。

【減免額の算定】

保険税減免額 = 減免対象保険税額 (A×B/C) × 減免割合 (D)

減免対象保険税額 (A×B/C)	主たる生計維持者の 令和3年中の合計所得金額	減免割合 (D)
A : 世帯の被保険者全員に対して算定した 保険税額	300万円以下	全部
B : 世帯の主たる生計維持者の減少している 収入に係る令和3年中の所得金額	400万円以下	10分の8
C : 主たる生計維持者及び同世帯の被保険者 全員の令和3年中の合計所得金額	550万円以下	10分の6
	750万円以下	10分の4
	1,000万円以下	10分の2

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合は、主たる生計維持者の令和3年中の合計所得金額に関わらず、減免対象保険税額 (A×B/C) に対する減免割合 (D) を「全部」とします。

なお、この場合の「失業」とは、コロナウイルス感染症の影響による会社都合退職、かつ、特別な事情で非自発的軽減が受けられないことを指します。

◆注意事項◆

- ・申請期限は、**令和5年3月31日（消印有効）**です。
- ・審査結果の通知が、令和5年度中となることがあります。
- ・提出書類に不備・不足がある際には、電話や文書にてお知らせします。再提出の期限内にご対応ください。ご連絡やご提出がない場合は、書類不備により却下となります。
- ・納期限経過後に本税を納付される場合、延滞金が発生することがあります。審査結果が通知されるまでの期間も原則ご納付ください。納付が困難な場合は、ご相談ください。可決により、納付済みの保険税が過払いとなる際は還付（充当）いたします。納付を理由に否決することはありません。